

企画競争実施の公示

2018年10月11日

独立行政法人 国際観光振興機構 (JNTO)

ソウル事務所 所長 山田 敬也

企画競争について、次のとおり公示する。

1. 業務概要

(1) 業務名

韓国市場における北海道および関西空港を中心とする地域への訪日旅行促進のための旅行会社・航空会社等との共同プロモーション事業

(2) 業務内容

2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震及び同年9月4日に日本に上陸した台風21号の影響により落ち込んでいる北海道および関西空港を中心とした地域に対する風評被害の払拭及び速やかな訪日旅行需要の回復を図るために、韓国の旅行会社・航空会社等との共同プロモーションを行い、訪日旅行商品の販売支援を行う。

(3) 履行期限 2019年3月15日

2. 企画競争参加資格要件

(1) JNTO契約事務実施細則第26条に規定されている競争参加者制限に該当しない者。

○JNTO契約事務実施細則

(競争参加者の制限)

第26条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から指名停止の措置を受けている者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させることができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、又同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、該当代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者

3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(2) 過去3年間に於いて法律により罰せられたことがないこと。

(3) 法人登記がなされているとともに、法人税等の諸税を滞納していないこと。

3. 手続等

(1) 実施部署

JNTO ソウル事務所

住所: Hotel President 2F Euljiro 16, Jung-gu, Seoul, Korea

TEL: 02-777-8601、FAX: 02-777-8612、Email: jntosel_kouji@jnto.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間及び方法

2018年10月11日(木)から2018年10月29日(月) 17時 (韓国時間)まで。

※交付時間: 9:30~17:30 (閉所日除く)

※企画競争説明書の交付を希望する場合、(1)まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

2018年10月31日(水) 17時(韓国時間・必着)までに、(1)に提出。持参又は郵送に限る(郵送の場合、配達記録が証明できる方法で提出期限までに必着。)

(4) 説明会の日時及び場所等

実施は予定していない。

(5) 企画提案書に関するヒアリングの日時及び場所

必要に応じて行うことがある。

(6) 企画提案書に関するプレゼンテーション

実施は予定していない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は韓国ウォンとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、JNTOの情報公開に係る審査基準に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、JNTOの会計規程等に基づく契約手続の完了までは、JNTOとの契約関係を生じるものではない。
- (8) 提案者が2.に示した企画競争参加資格要件を満たしていることを確認するために、信用調査を実施する場合がある。その結果を踏まえて、特定後であっても契約を締結しないこともあり得る。
- (9) JNTOからの契約金の支払いは、日本から海外送金により行う場合、海外送金を受け取れること。また、付加価値税の税務当局への支払い方法については、受注者において責任を持って対処すること。
- (10) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上